

1 無年金外国籍障害者等福祉給付金

(1) 制度概要

国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日以前に満20歳に達していた在日外国籍障害者等で、年金制度上の資格要件により、障害基礎年金等を受けることができない重度障害者及び中度障害者に対し、市が宝塚市障害者特別給付金支給要綱に基づき、特別給付金を支給するもの。

(2) 対象者

本市に居住する障害者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で障害基礎年金等の受給資格がないものに給付金を支給する。

- ①昭和57年1月1日以前に満20歳に達していた日本国内で外国人登録を行っていた者で、同日前に重度障害者若しくは中度障害者であった者、又は同日以降に重度障害者若しくは中度障害者となったが障害発生原因の初診日(以下「初診日」という。)が同日前に属する者(ただし、昭和57年1月2日以降に日本国籍を取得した者を含む。また、アメリカ合衆国籍を有していた者で、当該初診日が満20歳に達した日以後にあるものを除く。)
- ②満20歳以上で、昭和61年4月1日以前の海外滞在中に初診日がある重度障害者若しくは中度障害者

(3) 阪神7市1町の状況

令和7年10月1日時点支給状況

市町名	区分	重度障害者に対する支給状況				中度障害者に対する支給状況			
		支給月額	支給対象者	支給回数 (年間)	老齢(遺族)厚生年金等との 併給支給状況(併給人数)	支給月額	支給対象者	支給回数 (年間)	老齢(遺族)厚生年金等との 併給支給状況(併給人数)
尼崎市	昭和31年4月1日以前生まれの者	43,192	6	4	4	34,554	2	4	0
	昭和31年4月2日以後生まれの者	43,317	2	4	0	34,654	0	4	0
西宮市	昭和31年4月1日以前生まれの者	43,192	4	4	2	34,554	0	4	0
	昭和31年4月2日以後生まれの者	43,317	1	4	1	34,654	0	4	0
芦屋市	昭和31年4月1日以前生まれの者	43,192	0	4	0	34,554	0	4	0
	昭和31年4月2日以後生まれの者	43,317	0	4	0	34,654	0	4	0
伊丹市	昭和31年4月1日以前生まれの者	43,192	0	4	0	34,554	1	4	0
	昭和31年4月2日以後生まれの者	43,317	0	4	0	34,654	0	4	0
宝塚市	昭和31年4月1日以前生まれの者	43,192	1	4	0	34,554	0	4	0
	昭和31年4月2日以後生まれの者	43,317	1	4	0	34,654	0	4	0
川西市	昭和31年4月1日以前生まれの者	43,193	0	4	0	34,554	0	4	0
	昭和31年4月2日以後生まれの者	43,318	0	4	0	34,654	0	4	0
三田市	昭和31年4月1日以前生まれの者	43,193	0	4	0	34,554	0	4	0
	昭和31年4月2日以後生まれの者	43,318	0	4	0	34,654	0	4	0
猪名川町	昭和31年4月1日以前生まれの者	43,192	0	2	0	制度なし			
	昭和31年4月2日以後生まれの者	43,317	0	2	0				

2 無年金外国籍高齢者等福祉給付金

(1) 制度概要

国民年金制度上、国籍要件があったために老齢基礎年金等の受給資格を得ることのできなかつた外国籍高齢者等で、年金制度上の資格要件により、老齢基礎年金等を受けることができない高齢者に対し、市が宝塚市高齢者特別給付金支給要綱に基づき、特別給付金を支給するもの。
なお、市が一旦支給し、支給額の半額を兵庫県が補助金として交付(市負担率1/2)

(2) 対象者

本市に居住する高齢者(大正15年4月1日)以前に生まれた者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、老齢基礎年金等の受給資格がない者に給付金を支給する。

- ①昭和57年1月1日現在、日本国内において外国人登録をしていた者で、現在も宝塚市において住民登録をしているもの。
- ②昭和57年1月1日以前から日本国内において外国人登録をしていた者で、昭和36年4月1日以降に日本国籍を取得し、年金受給資格期間を制度上満たすことができないもの。
- ③昭和36年4月1日以降に日本へ帰国した者で、年金受給資格期間を制度上満たすことができないもの。

(3) 阪神7市1町の状況

令和7年10月1日時点支給状況

市町名	支給状況		
	支給月額	支給対象者	支給回数 (年間)
尼崎市	35,408	1	4
西宮市	35,408	0	4
芦屋市	35,408	0	4
伊丹市	35,408	0	4
宝塚市	35,408	0	4
川西市	35,408	0	4
三田市	35,408	0	4
猪名川町	35,408	0	2